

平成30年4月24日

組合員ならびに利用者の皆さまへ

兵庫みらい農業協同組合
代表理事組合長 稲葉 洋

当組合職員による不祥事のお詫び

このたび、当組合の職員が、組合員組織会計の貯金口座から出金した現金を横領した事件が発覚しました。

当組合をご信頼いただき、お取引いただいております組合員ならびに利用者の皆さま、また関係各位には、多大なご迷惑をおかけしますことを心より深くお詫び申し上げます。

本件については、ただちに不祥事対策委員会を設置し、事件の調査と再発防止策の検討を進めております。

かかる事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、二度とこのような事態が発生することのないよう、徹底した調査を行います。この不祥事を教訓として内部管理体制のより一層の強化と適正な業務の遂行、職員のコンプライアンス遵守を徹底し、不祥事再発防止に万全を期してまいります。

信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。

重ねてお詫び申し上げますとともに、今後とも組合員ならびに利用者の皆さまのご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 当事者 | 加西宮農生活センター職員 男性（45歳） |
| (2) 事件の内容 | 当事者が、組合員組織名義の貯金口座から無断で出金し、その現金を横領していました。 |
| (3) 発生期間 | 平成25年2月28日から平成30年4月10日までの5年2ヶ月 |
| (4) 被害金額 | 630万円前後となる見込み |
| (5) 発覚の経緯 | 平成30年4月10日、当組合の加西宮農生活センターの所属長において、当事者が組合員組織名義の通帳を預かり保管していることを発見しました。センター長が、同通帳を調べたところ、不審な出金履歴があったため、そのことを指摘すると、現金を横領したことを認めました。 |

2. 被害組織への対応

被害額は、全容が解明でき次第、当組合が全額補償する予定です。

3. 関係機関への報告

平成30年4月11日、電話により兵庫県、兵庫県農業協同組合中央会、兵庫県信用農業協同組合連合会に報告のうえ、12日には訪問して事件の概要を説明しました。

4. 当事者の処分

当事者は、平成30年4月24日付懲戒解雇処分としました。

また関係者は、調査終了後に就業規則の規定に基づき懲戒委員会により処分を決定します。

5. 再発防止策

他にも同様の被害がないか、現在、調査を行っています。

このたびの不祥事件を重く受け止め、徹底した調査に基づき、適正な業務の遂行と職員のコンプライアンス遵守を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

《本件に関するお問い合わせ》

コンプライアンス統括室

TEL 0790-47-1278

(土曜・日曜・祝日を除く9時から17時)